

一般社団法人広島県中小企業診断協会 会員区分と会費

区分	資格	会 費			権利
		区分	入会金	年会費	
正会員	登録を受けた者 (中小企業診断士)	本部 システム 登録あり	30,000円	46,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の社員(議決権) ・役員を選任権、被選任権 ・更新手続きの通知案内 ・取得ポイントの通知案内あり ・会員バッジ、名刺用ロゴデータの提供 ・専門家登録 ・相談員・受託事業への参加 ・受託事業での専門家派遣・紹介 ・本部システム(My Page)の利用 ・事業への参加 <li style="padding-left: 20px;">研修・研究会への参加 <li style="padding-left: 20px;">情報提供
準会員	試験等に合格した者	本部 システム 登録あり	30,000円	46,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加 <li style="padding-left: 20px;">研修・研究会への参加 <li style="padding-left: 20px;">情報提供
名誉会員	功労があり総会で推薦されたもの		—	16,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の社員(議決権) ・役員を選任権、被選任権 ・事業への参加
賛助会員	本会に協力する 法人・個人 (中小企業診断士以外)		15,000円	31,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加 <li style="padding-left: 20px;">研修・研究会への参加 <li style="padding-left: 20px;">情報提供
特別会員	登録を受けた者 (中小企業診断士) 特別の事情のあるもの 将来「正会員」となる ことを希望する者		30,000円	24,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加 <li style="padding-left: 20px;">研修・研究会への参加 <li style="padding-left: 20px;">情報提供

- ① 正会員から特別会員へは原則として移行できない。
- ② 特別会員の資格の「特別の事情」とは
 - 他県協会の正会員である
 - 勤務の関係で事業への参加が制限される
 - 会費負担増 などである。